

付録

代理人申請電子請求受付システム導入チェックリスト

<はじめに>

このチェックリストは、接続確認を行うまでに必要な導入作業が漏れなく行われているか確認できるリストです。

<お手元に必要なもの>

- ① 代理人申請電子請求受付システム 導入マニュアル
- ② 付録：導入チェックリスト(本資料)

代理人：事業所より請求事務を委任された代理人

※ 国保中央会介護伝送ソフト等の請求ソフトの導入設定及び接続確認については、各請求ソフトのマニュアルを参照してください。

<チェックリスト使用方法>

- ① チェックリストの項番順に、[代理人申請電子請求受付システム 導入マニュアル]を参照しながら、導入作業を行ってください。
- ② 完了した作業については、完了欄にチェックを記入することで、作業の漏れを防ぐことができます。

《使用例》

導入チェックリスト(代理人用)

No.	導入マニュアル		確認内容	確認する手順画面	完了	備考
	ページ	確認対象作業				
①	P22	3.1.2. Windowsのバージョン確認	Windowsのバージョンが以下のどれかに該当している。 Microsoft Windows 11 Home(ホーム)/Pro(プロ) /Enterprise(エンタープライズ) Microsoft Windows 10 Home(ホーム)/Pro(プロ) /Enterprise(エンタープライズ)	P22 手順3	✓	
	P23~28	3.1.3. ポップアップ ブロックの設定	Microsoft Edgeの場合 ポップアップブロックの設定において《許可》欄に以下の内容が表示されている。 [www.e-seikyuu.jp] [www.jshien.e-seikyuu.jp] [www.kaigo.e-seikyuu.jp]	P25 手順8		
		Google Chromeの場合 ポップアップブロックの設定において《ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト》欄に以下の内容が表示されている。 [www.e-seikyuu.jp] [www.jshien.e-seikyuu.jp] [www.kaigo.e-seikyuu.jp]	P28 手順9			

導入チェックリスト(代理人用)

No.	導入マニュアル		確認内容	確認する手順画面	完了	備考
	ページ	確認対象作業				
1	P22	3.1.2. Windowsのバージョン確認	Windowsのバージョンが以下のどれかに該当している。 Microsoft Windows 11 Home(ホーム)/Pro(プロ) /Enterprise(エンタープライズ) Microsoft Windows 10 Home(ホーム)/Pro(プロ) /Enterprise(エンタープライズ)	P22 手順3		
2	P23~28	3.1.3. ポップアップ ブロックの設 定	Microsoft Edgeの場合 ポップアップブロックの設定において《許可》欄に以下の内容が表示されている。 [www.e-seikyuu.jp] [www.jshien.e-seikyuu.jp] [www.kaigo.e-seikyuu.jp]	P25 手順8		
		Google Chromeの場合 ポップアップブロックの設定において《ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト》欄に以下の内容が表示されている。 [www.e-seikyuu.jp] [www.jshien.e-seikyuu.jp] [www.kaigo.e-seikyuu.jp]	P28 手順9			
3	P29~35	3.1.4. ショートカッ トの作成	Microsoft Edgeの場合 デスクトップに[電子請求受付システム]のアイコンが作成されている。	P30 手順5		
		Google Chromeの場合 デスクトップに[電子請求受付システム]のアイコンが作成されている。	P32 手順5			
4	P36	3.1.5. 代理人情報届出	「代理人申請電子請求をはじめる前に」を参照し、代理人情報届出及び申請書類等の記入及び提出を完了している。 ※ 支払方法として[相殺]を選択した場合、委任状に委任事業所の代表者氏名等の記入及び押印済みである。	—		
5	P37~42	3.1.6. 仮パスワードの変更	【パスワード変更】画面で、ログイン時に使用したユーザIDの仮パスワードと新しいパスワードを入力し、新しいパスワードに変更済みである。	P39 手順6		
6	P44~55	3.2.1. 証明書発行申請	証明書発行手数料の 見積書 を作成済みである。 ※ 見積書が必要な代理人のみ ※ 支払方法として[相殺]を選択した場合、委任状に委任事業所の代表者氏名等の記入及び押印済みである。	P45 手順4		
			証明書発行手数料の 請求書 を取得済みである。 ※ 請求書が必要な代理人のみ	P53 手順3		
7			取得した請求書をもとに、国保連合会に対して証明書発行手数料を振込済みである。 ※ 支払方法として[振込]を選択し、振込みが必要な代理人のみ	—		
8	P56~60	3.2.2. 証明書のダウンロード及びインストール	電子証明書をパソコンに設定済みである。	P59 手順12		